鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年１２月２３日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第２７号

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１５０号）の一部を次のように改正する。

第２条の表鳥取市河原町屋内ゲートボール場の項を削る。

附　則

この条例は、令和２年１月１日から施行する。